◎建築物の確認申請及び計画通知等の手数料　　平成 27 年 6 月 1 日施行

床面積の合計	確認申請及び計画通知手数料	完了検査手数料		中間検査手数料
		中間検査なし	中間検査あり	
30㎡以内のもの	7，000	14，000	13，000	13，000
30㎡を超え、　100㎡以内のもの	13，000	17，000	16，000	16，000
100㎡を超え、　200㎡以内のもの	20，000	23，000	22，000	22，000
200㎡を超え、　500㎡以内のもの	28，000	32，000	30，000	28，000
500㎡を超え、　1，000㎡以内のもの	48，000	53，000	52，000	49，000
1，000㎡を超え、　2，000㎡以内のもの	71，000	74，000	69，000	66，000
2，000㎡を超え、10，000㎡以内のもの	207，000	178，000	161，000	147，000
10，000㎡を超え、50，000㎡以内のもの	311，000	260，000	252，000	222，000
50，000㎡を超えるもの	531，000	455，000	445，000	407，000

単位　円

〈建築申請手数料〉

- 建築物を建築する場合は、その建築する床面積で算定します。
- 建築物を移転し、大規模の修繕若しくは大規模な模様替え又は用途を変更する場合は、工事に係る部分の床面積の1／2で算定します。
- 確認を受けた建築物の計画を変更する場合（移転する場合を除く。）は、計画の変更に係る部分の床面積の1／2で算定します。ただし、床面積が増加する部分にあっては、増加する部分の床面積で算定します。
- 確認を受けた建築物の計画を変更して、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合は、計画の変更に係る部分の床面積の1／2で算定します。

〈完了検査手数料〉

- 建築物を建築した場合は、その建築する床面積で算定します。
- 建築物を移転、大規模の修繕又は大規模な模様替えをした場合は、工事に係る部分の床面積の1／2で算定します。

〈中間検査手数料〉

- 建築物の中間検査対象床面積で算定します。

◎建築設備・工作物の確認申請及び計画通知等の手数料

	確認審査手数料	完了検査手数料
昇降機（エレベーター、エスカレーター）	11，000（7，000）	16，000
遊戯施設及び工作物	11，000（6，000）	12，000

単位　円

- （　　）内は確認を受けた建築設備、工作物の計画を変更して設置又は築造する場合の手数料です。